

認定こども園整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和3年1月版—

横浜市こども青少年局
こども施設整備課

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、幼保連携型認定こども園を中心に、整備にあたって基本的な事項について要約したものです。幼稚園・保育所からの移行により認定こども園の設置をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて幼保連携型認定こども園を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。詳細は、公募の際に提示する募集要項にてご確認ください。

目 次

第1章 認定こども園の概要

| | |
|------------|---|
| 1 認定こども園とは | 1 |
|------------|---|

第2章 幼保連携型認定こども園の設置

| | |
|----------------------|----|
| 1 幼保連携型認定こども園の整備について | 1 |
| 2 事業主体 | 1 |
| 3 整備の方法 | 1 |
| 4 定員 | 3 |
| 5 施設の設備、床面積等 | 7 |
| 6 整備にあたっての留意事項 | 7 |
| 7 認可変更 | 12 |
| 8 Q & A | 13 |
| 9 その他 | 15 |

第3章 認定こども園の運営

| | |
|--------------|----|
| 1 認定こども園への入所 | 16 |
| 2 教育及び保育の内容 | 16 |
| 3 職員 | 17 |
| 4 教育・保育時間等 | 18 |
| 5 地域子育て支援事業等 | 18 |
| 6 運営費の助成 | 20 |
| 7 給食業務 | 21 |

第4章 参考資料

- ・ 横浜市の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の主な基準（まとめ）・・・ 24
- ・ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 横浜市認定こども園の要件を定める条例
- ・ 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

- ・ 横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱
- ・ 横浜市認定こども園認定・確認等要綱
- ・ 横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱
- ・ 国通知（抜粋）
- ・ 問合せ先一覧

第1章 認定こども園の概要

1 認定こども園とは

認定こども園とは、小学校就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に提供する施設です。保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、子育て相談や子育て広場など、園に通っていない・在宅で子育てをする家庭への子育て支援を行うこと機能を有しています。

横浜市において認定こども園を整備する場合、横浜市長の認可・確認もしくは認定・確認が必要です（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、認定こども園法という。）第3条第7項、第17条第6項及び子ども・子育て支援法第31条第4項）。整備を計画する場合は、事前に「こども青少年局こども施設整備課」に問い合わせ、相談をしてください。

第2章 幼保連携型認定こども園の設置

1 幼保連携型認定こども園の整備について

幼保連携型認定こども園の整備については、既存の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び認可保育所からの移行により進めています。幼保連携型認定こども園の認可については、補助金による整備か否かなどを考慮し、事業計画、組織体制、運営状況などを市が総合的に審査して判断します。

2 事業主体

幼保連携型認定こども園を設置できる主体は学校法人及び社会福祉法人に限ります。ただし、平成27年3月31日以前から設置されている個人立や宗教法人立等の幼稚園も移行ができる特例があります。

3 整備の方法

幼保連携型認定こども園へ移行するためには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページ等で案内しますので、ご確認ください。

いずれの場合においても、各年度4月1日の開園となるため、その点を考慮し整備スケジュール等を検討する必要があります。

(1) 自主財源による整備

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で幼保連携型認定こども園へ移行するために必要な整備を行うものです。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

(2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備

横浜市からの建設費補助を受けて幼保連携型認定こども園へ移行するために必要な整備（乳児棟の増築、改築など）を行うものです。対象は学校法人等に限りません。

事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

(3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備

既存の園舎において、横浜市からの内装整備費補助を受けて幼保連携型認定こども園へ移行するために必要な整備（乳児室や調理室への改修）を行うものです。対象は学校法人等に限りません。

事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

4 定員

(1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

【認可定員】

- 認定こども園法等に基づく、認定こども園等の設置に当たり認可された定員です。
- 基本的には保育室、学級数及び職員数を勘案して決定される、**施設の受け入れ上限定員**として設定します。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
- 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
- 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。

○施設・職員に余裕があり、「定員外の受け入れ」を行うためには、子どもの認定号数に関わらず、区役所子ども家庭支援課との調整が必要です。

(2) 定員設定

【原則】 認可定員＝利用定員

【例外】 認可定員＞利用定員

幼保連携型認定こども園の定員は1号・2号・3号をそれぞれ設定します。定員数については、現在の受入人数や地域のニーズ等の状況により設定するとともに、年齢別内訳については、全年齢の持ち上がりが可能な定員設定とする必要があります。加えて、就労状況等の変化による認定区分の変更に柔軟に対応できるように、施設基準に余裕を持った1号と2号の定員数の設定とすることが必要です。

なお、幼保連携型認定こども園は、地域型保育事業の連携施設としての役割も期待されています。このため、地域の状況に応じ、1号認定の預かり保育事業や、2号・3号認定の2歳児と3歳児の定員差を設けるなどにより、連携枠を確保していただくことがあります。

また、施設基準に余裕がある場合、定員の弾力化による保育を行っていただくことがあります。

5 施設の設備、床面積等

幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「基準条例」といいます。）、及びその他法令に定められた基準を満たす必要があります。また、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき、望ましい要件を満たしていただくことを求めています。

（1）設備の基準

幼保連携型認定こども園の設備には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備が必要です。その基準は、基準条例によります。また、実施する子育て支援事業の内容に応じて、子育て支援スペースを確保してください。

加えて、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室の設置に努めてください。

(2) 保育室等

乳児室又はほふく室は、0・1歳児1人につき 3.3 m^2 以上、保育室は、2～5歳児1人につき 1.98 m^2 以上の面積が必要です。

これらの面積は、有効面積（内法面積から造付け・固定造作物を除いた面積）で算出します。

【面積から除く造り付け・固定造作物】

- (1) 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- (2) 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものは除く）
- (3) 手洗い器
- (4) ピアノ

【その他】

- (1) 面積の算出方法（内法・有効面積）は、保育室のみに適用します。
- (2) 採光面積の基礎となる床面積は、建築基準法上の基準であるため、同法の規定する床面積（壁芯）です。

※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園からの移行で、既存の設備を用いる部分においては、3歳児以上保育室の面積基準（3歳以上の園児数 $\times 1.98\text{ m}^2$ 以上）の適用はありません。

※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で、既存の設備を用いる部分においては、設置時に「0・1歳児1人につき 2.475 m^2 以上」で認可を受けている園は、なお従前の例によることができます。

(3) 園舎位置、面積等

園舎は原則2階建て以下となります。ただし、特別な事情がある場合、3階建て以上とすることができます。

位置は、同一の敷地内または隣接する位置に設けることが原則です。ただし、公道を挟む程度である等、敷地内または隣接する位置と実質的に違いがなく、園児の移動の安全が確保されており、活動上支障がないと判断できる場合は、この限りではありません。

面積はAとBを合計した以上が必要です。

A 学級数に応じた面積

- | | |
|-------|--|
| 1学級 | 180 m^2 |
| 2学級以上 | $320\text{ m}^2 + 100\text{ m}^2 \times (\text{学級} - 2)$ |

B 満3歳未満の乳児室・ほふく室の面積

なお、以下の建物等は園舎に含まれません。

- ・教員宿舎及びその用に供する土地
- ・スクールバス用の車庫及びその用に供する土地

※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、園舎面積の適用はありません。

(4) 遊戯室

遊戯室は90㎡以上の面積が必要です。特別な事情があるときは、保育室との兼用も可能です。

※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、遊戯室の面積(90㎡以上)の適用はありません。

(5) 園庭

園庭は同一の敷地内または隣接する位置に設けることが原則です。ただし、公道を挟む程度である等、敷地内または隣接する位置と実質的に違いがなく、園児の移動の安全が確保されており活動上支障がないと判断できる場合は、この限りではありません。

AとBのいずれか大きい面積以上が必要です。

A 2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級} - 1) + 2 \text{歳児} \times 3.3 \text{ m}^2$
3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級} - 3) + 2 \text{歳児} \times 3.3 \text{ m}^2$

B 2歳児以上 $\times 3.3 \text{ m}^2$

※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園からの移行で既存の設備を用いる場合、Bの適用はありません。

※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、Aの適用はありません。

※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園・保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、基準の専用面積の確保が困難であり、安全の確保や日常的な利用ができる近隣の公園等であるなど、一定の要件を満たす場所については、2歳児に係る必要面積に算入することができます。

※ ピロティニーなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所は、園庭としては認められません。

※ 用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上に園庭をすることもできますが、その場合には、便所、水飲み場、及び防災上の設備の設置等が必要です。また、園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上がある位置していることなどが求められます。

※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園・保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、2歳児に係る必要面積のみ、屋上に園庭を設ける場合の要件である保育室の上下1階の範囲内に屋上がある位置することの適用はありません。

(5) 保育室の設置階

3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければなりません。ただし、屋上園庭の要件を満たす（当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する等）場合は、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも可能です。

(6) 保健室

静養できる機能を有すること。病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的として、区画された室とします。なお、事務室との兼用も可としますが、カーテン等で区画をしてください。

（医務室には必要な医薬品等を常備すること）

(7) 調理室

定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。

なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

(8) 便所

定員に見合う設備及び面積を有していること。2歳児以上定員10人に対し、概ね幼児用大便器1個程度が最低目安です。

なお、種別も、児童用及び職員用に加え、調理職員専用のもので、バリアフリーに対応したものの設置が必要です。

(9) 駐車場

送迎に車を利用する保護者が増加しています。近隣地域と交通問題を生じさせないよう、設置場所の状況により自動車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車スペースの確保が必要です。

※ 駐車場を設ける場合は、福祉のまちづくり条例により1台以上を車いす使用者対応とする必要があります。

(10) 学級編制

教育課程に基づく教育を行うため、満3歳以上の園児については1号認定と2号認定の子どもが一体となって学級を編制します。1学級の園児の数は、原則35人以下とする必要があります。

6 整備にあたっての留意事項

幼保連携型認定こども園は「学校及び児童福祉施設」としての位置づけを持つ施設です。建築基準法や横浜市福祉のまちづくり条例などの法令で、点字ブロックの設置や階段幅、廊下の幅員について一般の建築物に比べ厳しい条件が課されています。そのため、幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱に定める基準の遵守はもとより、都市計画法、建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例等の各種法令や通知についても留意する必要があります。都市計画法上問題ないか、建築基準法に抵触しないか、消防水利が整備されているか、バリアフリー設備の整備が可能か等を、所管課に確認・相談の上、整備を検討してください。

なお、児童の健康及び安全面からシックハウス対策を行うとともに、建材についてはノンアスベスト材のものを使用します。

参考までに、いくつか留意点を示しておきます。

(1) 建物の要件

ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(法適合の確認方法)

| | | 既存建物の検査済証が有り | | 既存建物の検査済証が無し | |
|------|---------------------|--------------|------------------------|--------------------------|------------------------|
| | | 既存建物の法適合 | 整備内容の法適合 | 既存建物の法適合 | 整備内容の法適合 |
| 部分増築 | | 既存建物の検査済証 | 増築部分の検査済証 | 増築に伴い交付された確認済証 | 増築部分の検査済証 |
| 用途変更 | こども園 幼保連携型 認定 | 200㎡超 | 用途変更に伴い交付された確認済証 | 用途変更に伴い交付された確認済証 | |
| | 200㎡以下 | 既存建物の検査済証 | 建築士による証明 ^{※1} | 法適合状況調査報告書 ^{※2} | 建築士による証明 ^{※1} |

※1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※2 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成26年7月 国土交通省)に基づいた法適合調査。

イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと(旧耐震基準の建物(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付)の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください)。

※3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評定を行う機関。なお耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関。(http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/)

(2) 用途変更

既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、既存園舎部分も含め、建築基準法第 87 条に基づく用途変更の届出が必要です。

また、既存の保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合は、基本的に用途変更の届出は不要ですが、当該保育所の所在地が第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域の場合のみ、用途変更の届出が必要となります。

(3) 近隣・保護者への説明及び配慮

認定こども園の整備に伴い、影響を受ける方への対応は、応募法人の責務です。

施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるため、近隣住民等（特に隣接地の住民、町内会等）及び在園児の保護者に丁寧な説明を行い、十分な調整を行ってください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、理解と協力が得られるように努め、説明内容について横浜市に報告していただきます。

施設の設計に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準（第 31 条 2 項、第 51 条 3 項）に留意し、工事施工に当たっても、騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

(4) 採光及び換気のための開口部の確保

乳児室・保育室などは、部屋ごとに、床面積の 5 分の 1 以上の採光要件（十分な採光が可能な窓の設置）等を満たす必要があります。

(5) 移動等円滑化経路の確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び横浜市福祉のまちづくり条例により、施設を円滑に利用できるよう、基準を満たす必要があります。

(6) 保育室等を2階以上に設ける場合の要件

児童の安全性等防災上の観点から、保育室等は特別理由のない場合は1階に設けることが望ましいとされていますが、2階以上に設ける場合には、基準条例で読み替えて準用する、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）等に基づいて必要な設備を備える必要があります。

保育室等を設ける階数により必要な設備が異なり、別途消防局との協議や他の法令に基づき、設備設置や防火措置が求められます。以下の基準のほか必要な設備は、児童福祉施設基準条例等を参照してください。

基準条例第14条による児童福祉施設基準条例第42条第7号の準用

| 項 番 号 | 2 F | 3 F 以 上 | 適用される基準内容 |
|-------------|---------|------------------|--|
| ア | ○ | － ※1 | 建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物であること。 保育所では認められているイ準耐火建築物は不可。 |
| イ | ○ | ○ | 常用・避難用ごとに1以上の階段等が設けられていること。 |
| ウ | － | ○ | 保育室等の各部分から階段等のうち1に至る歩行距離が30m以下であること。 |
| エ | － | ○ | 調理室が耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画され、防火上有効にダンパーが設けられていること。 (または、スプリンクラーもしくは自動消火装置等が設けられていること。) |
| オ | － | ○ | 天井、壁の仕上げを不燃材料にしていること。 |
| カ | ○ | ○ | 乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 |
| キ | － | ○ | 非常警報器具または非常警報設備及び火災通報設備が設けられていること。 |
| ク | ○ ※2 | ○ | 可燃性のカーテン、敷物、建具等への防災処理が施されていること。 |

※1 児童福祉施設基準条例第42条第7号アの基準は、3階以上に保育室等を設置する場合に適用されませんが、建築基準法の規定により、耐火建築物としなければなりません。

※2 児童福祉施設基準条例第42条第7号クの基準は、2階に保育室等を設置する場合に適用されませんが、消防法の規定により、カーテン、敷物等の防災処理は保育室等を2階以下に設ける場合にも行う必要があります。

(参考) 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防火対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

児童福祉施設基準条例第 42 条第 7 号イ階段等

| 階 | 区分 | 設備 |
|------|-----|--|
| 2階 | 常用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第2条第7号の耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p> | |
|--|--|--|--|--|

- ※ 平成27年3月31日までに認可された幼稚園からの移行で既存の設備を用いる場合、建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは保育室等を2階以上の階に設けることができます。
- ※ 平成27年3月31日までに認可された保育所からの移行で既存の設備を用いる場合、園舎が児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、園舎を3階建て以上とする場合であって、児童福祉施設基準条例第42条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができます。（建築基準法第2条第9号の3の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）も可。）

7 認可変更

認可内容の変更については、あらかじめ相談するよう定められています。変更がある場合はこども施設整備課までお早めにご相談ください。

横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱

(内容変更の手続)

第20条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項(定員、施設規模等)の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

| 変更事項 | | 届出時期 | | |
|------|-----------------|--------|--------|-------|
| | | 認可 | 確認 | |
| 施設 | 名称 | 1ヶ月以上前 | 10日以内 | |
| | 所在地(住居表示) | 1ヶ月以上前 | 10日以内 | |
| | 園長 | 1ヶ月以上前 | 10日以内 | |
| | 規模(改修・改築・増築等) | 1ヶ月以上前 | 10日以内 | |
| | 定員 | 増加 | 1ヶ月以上前 | あらかじめ |
| | | 減少 | 1ヶ月以上前 | 3ヶ月前 |
| | | 内訳変更 | 1ヶ月以上前 | あらかじめ |
| | 園則・運営規程 | 1ヶ月以上前 | 10日以内 | |
| | 教育又は保育の目標及び主な内容 | 1ヶ月以上前 | — | |
| | 子育て支援事業 | 1ヶ月以上前 | — | |
| | 分園の設置 | 1ヶ月以上前 | あらかじめ | |

| 変更事項 | | 届出時期 | |
|------|-----|--------|-------|
| | | 認可 | 確認 |
| 法人 | 名称 | 1ヶ月以上前 | 10日以内 |
| | 所在地 | 1ヶ月以上前 | 10日以内 |
| | 代表者 | 1ヶ月以上前 | 10日以内 |

| 変更事項 | | 届出時期 | |
|------|-----------------|------|-------|
| | | — | 確認 |
| その他 | 役員 | — | 10日以内 |
| | 給付費の請求に関する事項 | — | 10日以内 |
| | 定款・寄付行為及び登記事項証明 | — | 10日以内 |

8 Q & A

認定こども園の整備を進めていく中で、事業者の方からよくいただく質問とその回答をまとめました。

| Q | A |
|--------------------------------------|---|
| 横浜市と国とでは、設備・運営に関する基準に違いがあるのか。 | 乳児室又はほふく室、保育教諭の配置基準に違いがあり、横浜市で幼保連携型認定こども園へ移行・運営する場合は、横浜市の基準を満たす必要があります。 |
| 2方向避難の確保の考え方は。 | 児童の安全確保の観点から、横浜市建築基準条例第6条の規定に基づいて、各保育室等から建物出口に至る経路を2以上確保するほか、原則として全ての保育室等に2以上の出口を設置するようにしてください。また、保育室等を2階以上に設ける場合には、基準条例に基づいて必要な設備を備える必要があります。 |
| 園庭からの2方向避難の考え方は。 | 2方向避難については建築基準法令等で定められた建物火災の際の規定であるため、建物ではない屋外にある遊戯場には適用になりません。しかし、防犯等の対策上、児童の安全確保を考慮した計画にしてください。 |
| 防犯設備は必要か。 | 出入口の電子錠や非常警報装置、機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。 |
| 安全対策として、どのような点に注意が必要か。 | <p>例として以下の対応が考えられます。施設の状況に合わせて、児童の安全のために必要な設備を備えてください。</p> <p>転落、園児飛出し：フェンス、柵の設置 （高さや形状にも注意）等</p> <p>怪我：指はさみ防止、ガラス飛散防止、家具等の角端部対応 等</p> <p>感電：コンセントの位置、感電防止コンセントの設置 等</p> <p>地震：家具転倒防止、蛍光管落下防止 等</p> |
| 給食等の調理は園舎の調理室で行わなければならないのか。整備が必要なのか。 | 2・3号認定の子どもには給食の提供が義務付けられており、園舎内に調理室を整備する必要があります。ただし、満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、外部搬入ができる特例があります。また、調理業務を第三者に委託することはできます。 |

| | |
|--|---|
| 調理室について、隔壁で区画することとあるが、具体的にはどんなことに留意したらよいか。 | 衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。 |
| 乳児室と保育室を同室にすることはできるのか。 | 同室である場合でも、保育スペースを区画するなど、安全に保育が行えるよう対応してください。 |
| 敷地外への出口は1つでもいいか。 | 安全な園運営が行えるよう複数の出口設置が望ましいです。 |
| 1号認定と2号認定の子どもはそれぞれ保育室が必要か。 | 1号認定と2号認定の子どもは、教育時間中は一体となって学級を編成します。そのため、保育室を分ける必要はありません。なお、教育時間後の長時間保育については、部屋を別途設けて運営することも考えられます。 |
| 用途変更の手続きは必要か。 | <p>幼稚園からの移行の場合、既存園舎も含め、幼保連携型認定こども園への用途変更が必要となります。その際、排煙・照明設備等の整備が必要となる場合があります。</p> <p>また、保育所からの移行の場合、基本的に用途変更の届出は不要ですが、当該保育所の所在地が第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域の場合のみ、用途変更の届出が必要となります。</p> <p>※建築や用途変更等について、都市計画法による開発許可等が必要となる場合がありますので、スケジュール等を十分に確認しておく必要があります。</p> |
| 幼稚園からの移行における、既存園舎の用途変更に係る福祉のまちづくり条例の適用は。 | <p>既存の幼稚園舎を利用して幼保連携型認定こども園に移行する場合において、既存の幼稚園舎部分に限り、以下の条件により、用途変更時の整備基準への適合が不要となります。なお、不要とする場合、建築局の許可手続きを行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行に際し整備を行う部分（既存の幼稚園舎のうち、こども園への移行に際し整備を行う部分と共用する部分を含む。）は基準に適合させること（ただし、構造上等の理由により改修が困難な部分を除く。） ・許可を受けた部分については、今後の改修等の際に順次基準に適合させること <p>※移行にあたり新たに建築する園舎についても、一部設備の緩和が可能となる場合があります。</p> <p>※建築局ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kenki/kenki/jourei/barrierfree/kyoka/hoikusyo.html</p> |

| | |
|---|--|
| 0歳児の受け入れは必須か。 | 地域の保育ニーズ等の状況により、0歳児の定員を設定しないことも可能です。 |
| 平成27年3月31日までに認可された既存園からの移行に適用される特例の範囲は。 | 移行特例の対象は、既存の設備（園舎、園庭等）を用いる部分のみです。乳児棟などの新築部分や改築した場合などは、基準への適合が必要となります。 |
| 平成27年4月1日以降に新築・改築した園舎等について、移行特例は適用されるか。 | 適用されません。幼保連携型認定こども園への移行時期に関わらず、移行特例が適用できるのは、平成27年3月31日までに設置されていた既存設備です。 |
| 幼稚園型認定こども園へ移行する場合、施設の整備は必要となるか。 | 幼稚園の認可基準の範囲内で既存の設備（園舎、園庭等）を利用する場合、認定を受けるために特段の施設整備は必要なく、用途変更の手続きもありません。なお、幼稚園型認定こども園へ移行する場合、利用定員は1号・2号定員を設定していただきます。 |

9 その他

(1) 整備における木材の積極的な活用

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

整備に当たっては、建物の木造化や、天井、壁、床などの内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

詳しくは、横浜市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/mokuzai/wood-timber.html>

第3章 認定こども園の運営

1 認定こども園への入所

(1) 1号認定の場合

保護者が利用希望園から内定を得たのち、園を通じて横浜市に支給認定の申請を行います。横浜市から支給認定証を交付後、園と保護者の間で利用契約を結ぶこととなります。

(2) 2号・3号認定の場合

保護者が横浜市に支給認定・利用申請します。横浜市による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶこととなります。

2 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・厚労省・文科省告示）」を踏まえ行う必要があります。また、教育及び保育の全体的な計画・指導計画等の作成が必要です。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、以下の方針に基づき作成されています。

- ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性
 - ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針において、環境を通して行う教育及び保育が基本とされていることを踏まえ、幼保連携型認定こども園においても環境を通して教育及び保育を行うことを基本としたこと。
 - ・ 教育及び保育のねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の五つの領域から構成するものとしたこと。
- ② 小学校教育との円滑な接続
 - ・ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしたこと。
 - ・ 幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図るものとしたこと。
- ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
 - ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の一貫性を考慮して展開していくものとしたこと。
 - ・ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をするものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。
 - ・ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

また、認定こども園は、基準条例に定める設備運営基準を超えて、常にその施設及び運営を向上させなければなりません。

次の事項にご留意いただき、教育・保育の質の向上に努めてください。

(1) 本市が策定した教育・保育施策について、積極的な取組に努めること。

(2) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し行動すること。

(3) 運営状況等について自己評価を行い、その結果を公表すること。また、関係者による評価や第三者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

(4) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。

(5) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと

※その他児童福祉法や認定こども園法において準用される学校教育法、学校保健安全法など、関係法令に基づく運営が必要となります。

3 職 員

幼保連携型認定こども園には園長のほか、保育教諭（幼稚園教員免許＋保育士資格を併有する者）、学校医等及び調理員などの配置が必要です。保育教諭については、児童の年齢毎に配置基準が定められています（横浜市は運営費の加算により、配置基準を上乗せしています）。また、調理員の必要数は定員によって異なります。

| 児童：保育教諭の配置基準 | | | 調理員の配置基準 | |
|--------------|-------|-------|-------------|-----|
| 年 齢 | 横浜市基準 | (国基準) | 定 員 | 必要数 |
| 0歳児 | 3：1 | 3：1 | 40人以下 | 1人 |
| 1歳児 | 4：1 | 6：1 | 41人以上150人以下 | 2人 |
| 2歳児 | 5：1 | 6：1 | 151人以上 | 3人 |
| 3歳児 | 15：1 | 20：1 | | |
| 4歳児以上 | 24：1 | 30：1 | | |

※ 各学級に担任として、1人以上の専任の保育教諭の配置が必要です。

※ 保育教諭は園に常時2名以上の配置が必要です。

※ 幼保連携型認定こども園以外の場合は、従事する時間や子供の年齢に応じ、幼稚園教員免許もしくは保育士資格のいずれかでも可能です。

※ 学校医、学校薬剤師、学校歯科医の選定については、横浜市医師会等にお問い合わせください。

4 教育・保育時間等

(1) 開所日

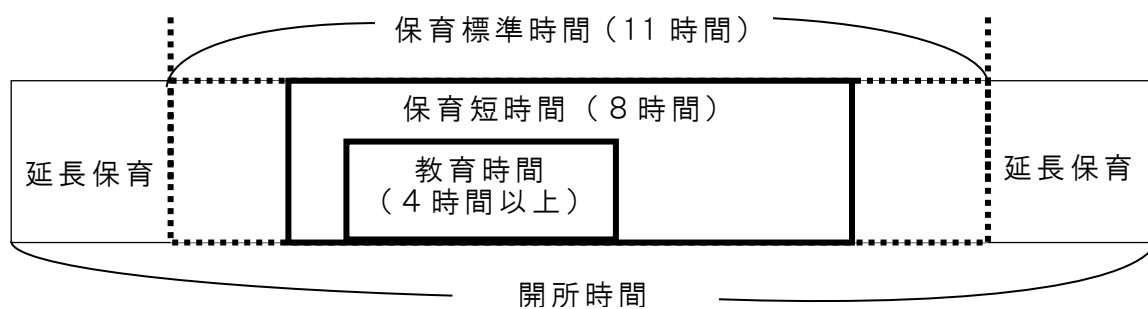
- ・ 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日が開所日となります。
- ・ お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。ただし、1号認定子どもに係る休園日は、教育週数が39週を下らない範囲で設けることができます。

(2) 教育・保育時間

- ・ 1号・2号認定の子どもの毎学年の教育週数は39週を下ってはなりません。
- ・ 教育に係る標準的な1日当たりの時間（教育時間）は4時間程度とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮し設定する必要があります。
- ・ 保育を必要とする子どもに該当する園児の保育の時間（2号認定については教育時間を含む）については、開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。
- ・ また、保育時間を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。

※土曜日についても、11時間以上の開所になります。

（11時間未満の場合、運営費の減額があります。）



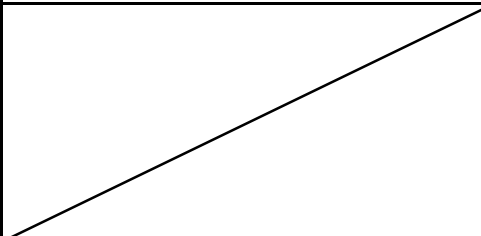
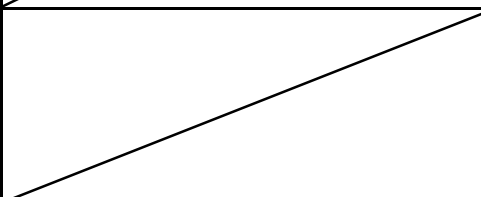
5 地域子育て支援事業等

認定こども園は、地域の子育て支援を行う機能を有しており、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、在園児に限らず、保護者自身が行う子育てを積極的に支援することが必要です。保護者の不定期的な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時預かり事業や、地域に開かれた子育て支援施設として育児サークルの支援やイベントの開催、育児不安を解消するための相談やカウンセリングなど、地域のニーズに応じた、子育て支援事業の実施を行ってください。

(1) 地域子育て支援事業

施設開放、育児講座、交流保育、子育て相談、関係機関との連携、子育て支援に係る人材の育成や社会資源の開発など、地域のニーズに応じて、適切に提供できる体制を整えてください。

なお、認可基準として、以下の子育て支援事業について少なくとも1つ以上の実施が必要です。

| 事業の内容 | 実施頻度 |
|---|--|
| <p>ア 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間につき3日以上実施すること。 ・ 利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。 |
| <p>イ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。 |
| <p>ウ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。 |
| <p>エ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業</p> |  |
| <p>オ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業</p> |  |

(2) 産休明け保育、障害児保育

産休明け保育、障害児保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

(3) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。(保育所への入所円滑化について(平成10年2月13日児保第3号 厚生省児童家庭局保育課長通知))

(4) 一時保育・預かり保育

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度で、積極的に対応していただきます。また、1号認定の在園児童の預かり保育も実施していただきます。

6 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費等があります。

(1) 公定価格

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの(月額)です。公定価格は、保護者から園が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から園に支払われる「施設型給付費」で成り立っています。

イ 利用者負担額は、保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額(応能負担)となります。

満3歳児(1号子ども)と、3～5歳児クラス(1号・2号子どもとも)の利用料は、一部を除き、階層に関わらず無償です。

公定価格から、横浜市が決定した利用者負担額を差し引いた金額が「施設型給付費」となります。

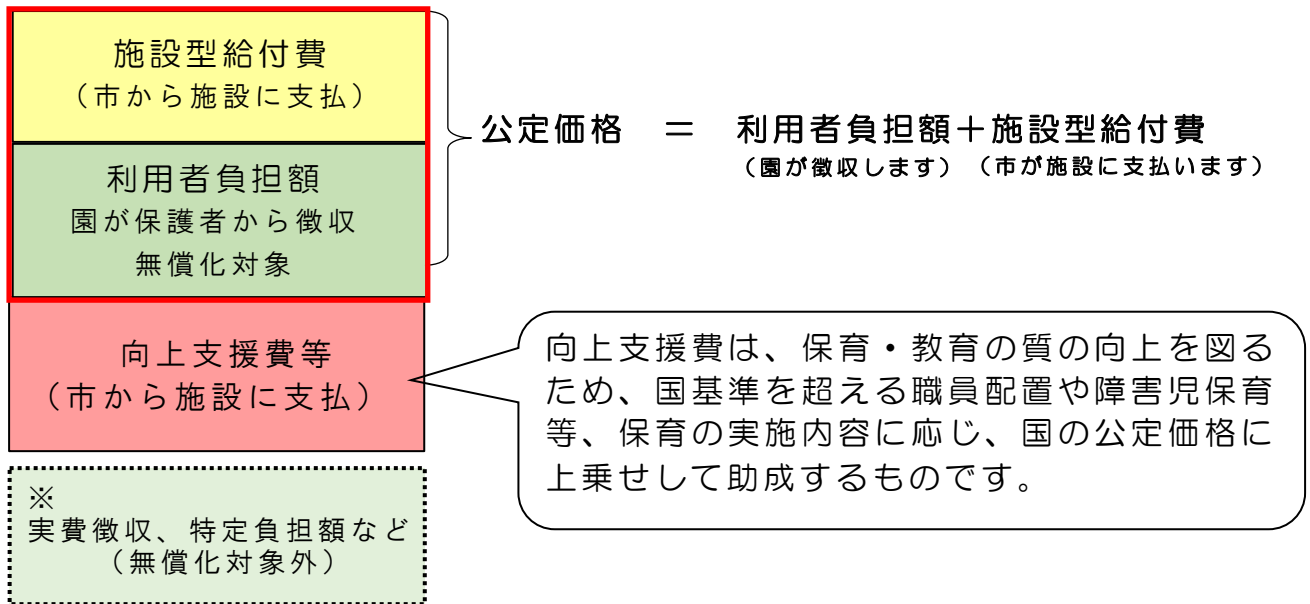
(2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

(3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収(幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等)のほか、特定負担額(入園料、施設整備費、〇〇教育費等のいわゆる上乗せ徴収)の設定が可能です。なお、特定負担額を徴収する場合は、あらかじめその額や用途、徴収時期について説明し、保護者から書面による同意を得る必要があります。

< 認定こども園への助成 >



7 認定こども園の給食

2・3号認定子どもに対する給食業務については、基準条例で読み替えて準用する児童福祉施設基準条例（第14条）に基づき、実施してください。

原則自園調理での提供が必要ですが、特例として満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、条件を満たせば外部搬入が可能な場合があります。

なお、1号認定子どもに対する給食の提供は任意となりますが、提供する場合は2・3号認定子どもに対する提供と同様の取扱いとしてください。

※3号認定については自園調理での提供が必要ですので、幼保連携型認定こども園を整備する場合は、原則2号認定についても自園調理での提供としてください。

(1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・ 委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・ 調理施設は、定められた施設基準に適合した内容で整備していただく必要があります。
- ・ 調理業務を委託する場合は、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（内閣府・厚労省・文科省通知）」に基づき、実施してください。

(2) 外部搬入（満3歳以上の子どもに限る）を行う場合の条件

- ・ 幼児に対する食事の提供の責任が当該園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ・ 当該園又は横浜市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な配慮が行われること。
- ・ 調理業務の受託者を、当該園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ・ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ・ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(3) 各種届出

| 提出書類 | 提出者 | 提出先 |
|------------------------|------------|------------------------------|
| 給食開始届出書 | 認定子ども園の設置者 | その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」 |
| 営業許可申請書 (外部委託の場合のみ) | 委託業者 | |

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうか不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後に外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

第 4 章 參考資料

○横浜市の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の主な基準（まとめ）

※平成 27 年 3 月 31 日までに認可された幼稚園・保育所からの移行で既存の設備を用いる部分においては、一部移行特例あり。

| | |
|--------------|---|
| 設置主体 | 社会福祉法人・学校法人 ※ただし、既存の個人立や宗教法人立等の幼稚園が移行できる特例あり。 |
| 利用定員 | 1号・2号・3号 |
| 園長資格 | 教諭専修免許又は一種免許＋保育士登録＋5年以上の実務経験 (同等の資質を有し、園を適切に管理及び運営する能力を有すると設置者が認める者も可) |
| 学級編制 | 満3歳以上の園児については、学級を編成する。 1学級：35人以下（学級は1号と2号をあわせて編成） |
| 職員の配置 | 0歳：1/3人 1歳：1/4人 2歳：1/5人 3歳：1/15人 4・5歳：1/24人 ※各学級に担任1人以上。 ※常時2人を下ってはならない。 |
| 職員の資格 | 保育教諭（幼稚園教諭免許及び保育士登録） |
| 医師等の配置 | 学校医・学校歯科医・学校薬剤師をそれぞれ置く（委嘱可） |
| 園舎の階数 | 園舎は、2階建て以下を原則とする。 ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。 |
| 園舎面積 | AとBを合計した面積以上 A 学級数に応じた面積 1学級：180㎡ 2学級以上：320㎡+100㎡×(学級-2)㎡ B 満3歳未満の保育室・乳児室・ほふく室の基準面積 |
| 必要となる設備 | (1) 職員室 (2) 乳児室又はほふく室 (3) 保育室 (4) 遊戯室 (5) 保健室 (6) 調理室 (7) 便所 (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ※以下は設置に努める。 (1) 放送聴取設備 (2) 映写設備 (3) 水遊び場 (4) 園児清浄用設備 (5) 図書室 (6) 会議室 |
| 保育室・乳児室・ほふく室 | 2歳児以上：1人あたり1.98㎡以上 0・1歳児：1人あたり3.3㎡以上 |
| 保育室の設置階 | 保育室等は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。 3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。 |

| | |
|-----------|---|
| 園庭面積 | <p>A・Bのどちらか大きい方以上</p> <p>A 2学級以下 $330\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 \times (\text{学級}-1) + 2\text{ 歳児} \times 3.3\text{ m}^2$</p> <p>3学級以上 $400\text{ m}^2 + 80\text{ m}^2 \times (\text{学級}-3) + 2\text{ 歳児} \times 3.3\text{ m}^2$</p> <p>B 2歳児以上 $\times 3.3\text{ m}^2$</p> |
| 園舎・園庭位置 | <p>建物等と同一の又は隣接する敷地内</p> <p>※ただし、主たる園舎のある敷地とそれ以外の敷地が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、園児が移動する際の安全が確保されており、活動上支障がないと判断できる場合については、この限りでない。</p> |
| 屋上園庭の取扱い | <p>幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例第7条第7項に規定する園庭に必要な面積は、原則として、屋上（バルコニー等を含む。）を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上に園庭を設けることができる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の内容を適切に実施できるような環境を構成するよう配慮すること。</p> <p>(2) 耐火建築物であること。</p> <p>(3) 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>(4) 防災上の観点から次の点に留意すること。</p> <p>ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>オ 屋上の周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。</p> <p>キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p> <p>(5) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されるとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。</p> <p>(6) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。</p> <p>(7) 使用する際には、複数の保育教諭等を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講じること。</p> |
| 遊戯室 | 90 m ² 以上 |
| 給食 | 1号は任意、2・3号は実施義務（原則自園調理） |
| 教育及び保育の内容 | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 |
| 子育て支援 | 育児相談、園庭開放、交流保育等（必須） |

○横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例

平成26年 9月25日

条例第46号

改正 平成27年12月25日条例第82号

平成29年12月25日条例第50号

令和元年10月 4日条例第28号

令和 2年 3月 3日条例第 8号

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（第3条及び第4条において「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号）第1条の横浜市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

(学級の編制の基準)

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する

ものとする。

- 2 1学級の園児の数（以下「園児数」という。）は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の数等）

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

| 園児の区分 | 員数 |
|-------------------|--------------|
| (1) 満4歳以上の園児 | おおむね30人につき1人 |
| (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね20人につき1人 |
| (3) 満1歳以上満3歳未満の園児 | おおむね6人につき1人 |
| (4) 満1歳未満の園児 | おおむね3人につき1人 |

備考

- 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状をいう。備考1において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の登録（備考1において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに同表の右欄に掲げる園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を

当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第43条（後段を除く。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

（平27条例82・平29条例50・一部改正）

（園舎及び園庭）

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

| 学級数 | 面積（平方メートル） |
|-------|-------------------------------------|
| 1学級 | 180 |
| 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ |

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

| 学級数 | 面積（平方メートル） |
|-------|------------------------------------|
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ |

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(令2条例8・一部改正)

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、職員室と保健室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第43条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園

も園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第13条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第14条 児童福祉施設基準条例第4条第2項及び第3項、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第42条第7号、第43条（後段を除く。）並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える児童福祉施設基準条例の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|--------------------|-----------|--|
| 第4条の見出し及び同条第3項 | 最低基準 | 設備運営基準 |
| 第4条第2項 | 最低基準 | 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。） |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | に定める基準（次項において「設備運営基準」という。） |
| 第5条第1項 | 法に定めるそれぞれの | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に定める |
| 第5条第3項 | 入所している者 | 認定こども園法第14条第6項の園児（以下「園児」という。） |
| 第5条第4項及び第14条第5項 | 児童の | 園児の |
| 第8条第1項 | 法に定めるそれぞれの | 認定こども園法第2条第7項に定める |
| 第10条の見出し | 入所した者 | 園児 |
| 第10条、第14条第3項及び第20条第1項 | 入所している者 | 園児 |
| 第10条 | 又は入所 | 又は入園 |
| 第11条 | 入所中の児童 | 園児 |
| | 当該児童 | 当該園児 |
| 第12条 | 児童福祉施設の長 | 認定こども園法第14条第1項の園長（以下「園長」という。） |
| | 入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項 | 法第47条第3項 |
| | 当該児童 | 当該園児 |
| 第14条第1項 | 入所している者 | において、認定こども園法第2条第10項の保育を必要とする子どもに該当する園児 |
| | 第9条 | 幼保連携型認定こども園基準条例第 |

| | | |
|-------------------|---|---|
| | | 14条第2項において読み替えて準用する第9条 |
| | 社会福祉施設 | 学校、社会福祉施設等 |
| 第14条第2項 | に入所している者 | において園児 |
| | 、入所している者 | 、園児 |
| 第19条 | 利用者 | 園児 |
| 第20条第1項 | 援助 | 教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援 |
| 第20条第3項 | 援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る | 教育及び保育並びに子育ての支援について、 |
| 第42条第7号 | 又は遊戯室 | 、遊戯室又は便所 |
| 第42条第7号ア | 耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物) | 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物 |
| 第42条第7号イ | 施設又は設備 | 設備 |
| 第42条第7号ウ | 施設及び設備 | 設備 |
| 第42条第7号カ及び第43条第5号 | 乳幼児 | 園児 |
| 第43条 | 第14条第1項 | 幼保連携型認定こども園基準条例第 |

| | | |
|------|-----------|----------------------------|
| | | 14条第1項において読み替えて準用する第14条第1項 |
| | 幼児 | 園児 |
| 第48条 | 保育所の長 | 園長 |
| | 入所している乳幼児 | 園児 |
| | 、保育 | 、教育及び保育 |

2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「当該社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(令2条例8・一部改正)

(幼稚園設置基準の準用)

第15条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の

日から施行する。

(施行の日＝平成27年4月1日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)第7条第1項の認定こども園である旧法第3条第3項の幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項及び附則第7項において同じ。)の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(令2条例8・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、施行日以後に当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|---|--|
| 第7条第3項 | 第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第42条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす | 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える |
| 第7条第7項 | (1) 次に掲げる面積のうち | (1) 次の表の左欄に掲げる学 |

| | <p>れか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="592 602 946 943"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> | 学級数 | 面積(平方メートル) | 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ | 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ | <p>級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="991 432 1345 831"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> | 学級数 | 面積(平方メートル) | 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ | 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ |
|--------|---|--|------------|-------|------------------------------------|-------|------------------------------------|---|-----|------------|-------|------------------------------------|-------|------------------------------------|
| 学級数 | 面積(平方メートル) | | | | | | | | | | | | | |
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ | | | | | | | | | | | | | |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ | | | | | | | | | | | | | |
| 学級数 | 面積(平方メートル) | | | | | | | | | | | | | |
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ | | | | | | | | | | | | | |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ | | | | | | | | | | | | | |
| 第8条第6項 | <p>6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> | <p>6 乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。</p> | | | | | | | | | | | | |

6 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、施行日以後に当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | | | | | | |
|---------|--|------------|------------|-------|------------------------------------|-------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 第7条第3項 | 第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例 | 児童福祉施設基準条例 | | | | | | |
| 第7条第6項 | <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table> | 学級数 | 面積（平方メートル） | 1学級 | 180 | 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ | (1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積 |
| 学級数 | 面積（平方メートル） | | | | | | | |
| 1学級 | 180 | | | | | | | |
| 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ | | | | | | | |
| 第7条第7項 | <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> | 学級数 | 面積（平方メートル） | 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ | 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ | (1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 |
| 学級数 | 面積（平方メートル） | | | | | | | |
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ | | | | | | | |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ | | | | | | | |

7 平成25年4月1日前から存するみなし幼保連携型認定こども園及び前項の当該保育所

の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園の建物（同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に対する第8条第6項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「3.3平方メートル」とあるのは、「2.475平方メートル」とする。

8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、施行日以後に当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に第7条第7項第1号の規定により算定された面積以上の園庭を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とするすることができる。

（令元条例28・追加）

附 則（平成27年12月条例第82号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和2年4月1

日から施行する。

○横浜市認定こども園の要件を定める条例

平成27年 2月25日

条例第2号

改正 平成27年12月25日条例第82号

平成28年 2月25日条例第4号

平成29年12月25日条例第51号

令和元年10月4日条例第28号

横浜市認定こども園の要件を定める条例をここに公布する。

横浜市認定こども園の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）に関する認定の要件を定めるものとする。

(平29条例51・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園又は同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(法第3条第1項の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程（以下「教育課程」という。）に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育

所である場合にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項の保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。

(ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

(ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上

(エ) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。

(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保育士又は同条第2項の国家戦略特別区域限定保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

イ 満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項の普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあつては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあつては原則として保育士登録を受けていることとする。

(6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。

| 学級数 | 面積（平方メートル） |
|-------|-------------------------------------|
| 1学級 | 180 |
| 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ |

イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、（ア）の基準に適合するときは（イ）の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、（イ）の基準に適合するときは（ア）の基準に適合することを要しない。

（ア） 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

（イ） 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて（ア）により算定した面積を加えた面積以上であること。

| 学級数 | 面積（平方メートル） |
|-------|------------------------------------|
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ |

- エ 屋外遊戯場は、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、市長が特に認めたときは、当該施設の付近にある次に掲げる基準に適合する場所を屋外遊戯場に代えることができる。
- (ア) 子どもが安全に利用することができること。
 - (イ) 利用時間を日常的に確保できること。
 - (ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (エ) ウに掲げる基準に適合すること。
- オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているとき。
 - (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育及び保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができると認められるとき。
 - a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。
 - b 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。
 - c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができ、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。
 - d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。
 - e 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。
- カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室が設けられており、かつ、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 教育及び保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

- ア 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づいたものであること。
- イ 教育及び保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。
- ウ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、保育を必要とする子どもに対する保育の提供とを一体的に実施することであること。
- エ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。
- オ 教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画を作成し、教育及び保育を適切に実施することができること。
- カ 環境の構成については、子どもの安全を確保するとともに、子どもの年齢、発達の状況、利用時間等の固有の事情に配慮し、かつ、子どもの主体的な活動を促し発達に必要な経験を得られるよう配慮すること。
- キ 小学校及び義務教育学校における教育との連携が図られること。
- (8) 教育及び保育の質の確保及び向上を図り、かつ、子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。
- (9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。
- (ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。
- (イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。
- イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、

同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができると認められること。

イ 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間並びに開園日数及び開園時間について、その地域における当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して適切に定められていること。

ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条の教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項の障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。

カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

キ 子どもに食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行うこと。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、第6号オ（イ）aからeまでに掲げる基準に適合する場合に限り、外部搬入により行うことができる。

ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨が表示されていること。

(11) 認定こども園の設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

（平27条例82・平28条例4・平29条例51・一部改正）

（法第3条第3項の要件）

第4条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(4) 前条第4号から第11号までに掲げる要件に適合すること。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第53号）附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月2日）

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園の職員の数については、この条例の施行の日から認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（平成26年神奈川県条例第58号）附則第2項に規定する5年を経過する日までの間は、第3条第4号アの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する認定こども園の屋外遊戯場及び建物については、当分の間、第3条第6号エ及びカの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 平成25年4月1日前から存する保育所の設備を用いて保育所型認定こども園の認定を

受ける場合における当該保育所型認定こども園の建物(同日以後に全面的に改築されたものを除く。)に対する第3条第6号カの規定の適用については、当分の間、同号カ中「3.3平方メートル」とあるのは、「2.475平方メートル」とする。

(職員資格に係る特例)

- 5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(エ)までの規定により算定した場合における認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となるときは、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、保育士登録を受けている者又は幼稚園教諭免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。

(令元条例28・追加)

附 則(平成27年12月条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月条例第51号)

この条例中第3条第5号アの改正規定は公布の日から、第1条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

○横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

平成26年9月25日

条例第48号

改正 平成29年10月5日条例第35号

令和元年9月30日条例第23号

令和2年3月3日条例第10号

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるとともに、法第46条第2項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）の例による。

(1) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項の家庭的

保育事業をいう。

- (2) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項の居宅訪問型保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。
- (5) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）
又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により
市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要
した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特
定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (6) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号の特別利用地域型保育をいう。
- (7) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号の特定利用地域型保育をいう。

（令元条例23・一部改正）

（特定教育・保育施設等の一般原則等）

第3条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設をいう。）その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると

認められる者であってはならない。

(令元条例23・一部改正)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項、第20条の運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(令元条例23・一部改正)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、これらの規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（令元条例23・一部改正）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（令元条例23・一部改正）

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、

教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

（平29条例35・令元条例23・一部改正）

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（令元条例23・一部改正）

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（令元条例23・一部改正）

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（令元条例23・一部改正）

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）
57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課

程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(令元条例23・一部改正)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(令元条例23・令2条例10・一部改正)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(令2条例10・一部改正)

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（保育所を除く。）は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（この項の規定により評価又は外部の者による評価を受けることとなる特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（保育所に限る。）は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育

給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(教育・保育給付認定子どもの保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(令元条例23・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(令元条例23・一部改正)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(令元条例23・一部改正)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園又は保育所に限る。）の長たる当該特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(令元条例23・一部改正)

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設においては、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(令元条例23・一部改正)

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が

報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(2) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令元条例23・一部改正)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別

利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（令元条例23・令2条例10・一部改正）

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合

において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1項第1号」とあるのは「第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、「当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「当該特定教育・保育施設の同項第1号」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(令元条例23・令2条例10・一部改正)

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)第29条の小規模保育事業A型をいう。以下同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条第1項の小規模保育事業B型をいう。以下同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条の小規模保育事業C型をいう。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員であ

る事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハの共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（令元条例23・令2条例10・一部改正）

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第42条第1項の連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、第46条の運営規程の概要、職員の勤務の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（令元条例23・一部改正）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項の連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定

地域型保育事業者の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保

育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による前項第2号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の規定により第1項第2号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を同項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等又は事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の規定により第1項第3号の規定を適用しないこととされた特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを、同号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者が設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、保育を必要とする乳児・幼児（同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。）の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の

補助を受けているもの

- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項（ただし書及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項（ただし書、第1号及び第2号を除く。）の規定にかかわらず、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（令元条例23・令2条例10・一部改正）

（利用者負担額等の受領）

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
 - 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当

たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(令元条例23・一部改正)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項の規定による選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(令元条例23・一部改正)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(令元条例23・一部改正)

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはな

らない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令元条例23・一部改正)

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(令元条例23・令2条例10・一部改正)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30

条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（令元条例23・令2条例10・一部改正）

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（令元条例23・令2条例10・一部改正）

第4章 雑則

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

(令元条例23・一部改正)

3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(連携施設に関する経過措置)

4 特定地域型保育事業者（家庭的保育事業を行うものに限る。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項（ただし書、第1号及び第3号を除く。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間、同項第2号に係る連携協力を行う連携施設を確保しないことができる。

(令元条例23・旧第6項繰上)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項（ただし書、第1

号及び第2号を除く。)の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、同項第3号に係る連携施設を確保しないことができる。

(令元条例23・旧第7項繰上、令2条例10・一部改正)

附 則 (平成29年10月条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月条例第23号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱

制 定 平成 27 年 3 月 31 日こ保整第 1659 号（局長決裁）
最近改正 令和元年 12 月 27 日ここ施第 856 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 6 項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

（定員）

第 2 条 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもの認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとする。また、各年齢の認可定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 幼保連携型認定こども園の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

なお、支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児については対象児童すべての合計で定め、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもについては原則として各年齢別に定めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における、幼保連携型認定こども園の利用状況を考慮して認可定員及び利用定員を定めるものとする。

（園舎の構造）

第 3 条 認可基準条例第 7 条第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園の園舎の構造は、原則次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの。）

（建物・設備基準）

第 4 条 幼保連携型認定こども園の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91

号)、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

| 設備区分 | 基準 |
|------|---|
| 園庭 | 園庭の面積は、園児が実際に遊戯できる面積とする。 |
| 保健室 | 静養できる機能を有すること。 職員室等との兼用も可とする。 教育及び保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること |
| 調理室 | 必要な設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。 認可基準条例第 8 条第 4 項に規定する調理設備とは、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。 |
| 便所 | 認可定員に見合う設備及び面積を有していること。 |

乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚

イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140 センチメートルの空間を確保したものを除く。）

ウ 手洗い器

エ ピアノ

(2) 遊戯室の面積は、90 平方メートル以上であること。

(3) 施設整備に当たっては、認可基準条例第 11 条により実施する事業に応じて次のような設備、スペース等を確保すること。

ア 子育て相談のためのスペース

イ 一時保育のためのスペース

ウ その他の地域子育て支援のためのスペース

2 園舎の面積には、建築基準法による延床面積のうち、園舎のための電気設備や空調設備のための施設は含まれるが、園庭、地下駐車場等は除くものとする。

(園舎等に含まれない施設)

第 5 条 幼保連携型認定こども園の園舎等に含まれない施設のうちで、次に掲げるものは、第 20 条第 2 項の届出を行うことにより、直接教育又は保育の用に供するものとみなす。

(1) 教員宿舎及びその用に供する土地

(2) スクールバス用の車庫及びその用に供する土地（スクールバスの駐車のために供する土地を含む。）

(3) その他、当該幼保連携型認定こども園の教育又は保育の用に供すると市長が認める土地又は建物

(保育室等の設置階)

第 6 条 認可基準条例第 7 条第 4 項に基づき 3 階以上の階に設けられる保育室等については、原則とし

て、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。なお、保育室（認可基準条例第8条第6項第2号の面積以上の面積のものに限る。）と別に設置される、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する遊戯室その他の設備については、上下1階の範囲内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

（園舎及び園庭の位置）

第7条 認可基準条例第7条第5項に基づき、園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを要する。ただし、主たる園舎のある敷地とそれ以外の敷地が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、園児が移動する際の安全が確保されており、幼保連携型認定こども園における活動上支障がないと判断できる場合については、この限りでない。

（屋上に園庭を設ける場合の基本方針）

第8条 認可基準条例第7条第7項に規定する園庭に必要な面積は、原則として、屋上（バルコニー等を含む。）を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上に園庭を設けることができ、必要な面積に算入することができる。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づく教育及び保育の内容を適切に実施できるような環境を構成するよう配慮すること。
- (2) 耐火建築物であること。
- (3) 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。
- (4) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。
- (5) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。
- (6) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。
- (7) 使用する際には、複数の保育教諭等を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講じること。

（施設内における園児の安全確保）

第9条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

（職員）

第10条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 園長

法令に定めるもののほか、健全な心身を有し、教育及び児童福祉事業に熱意があり、教育及び児童福祉の理論及び実際について訓練を受けた者。また、新たに設置認可を受けた幼保連携型認定こども園については、原則として運営開始後3年間は園長を変更しないこと。

(2) 保育教諭

ア 保育教諭配置基準

保育教諭の数は、認可基準条例第6条第3項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で教育及び保育を実施する上で望ましい保育教諭の配置基準は、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とする。

イ 保育教諭配置数の算出方法

認可基準条例第6条第3項に規定する教育及び保育に直接従事する職員の数は、年齢別園児数を年齢別保育教諭配置基準数で除し、小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て。)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、認可基準条例第6条第4項に規定する「調理業務の全部を委託」しようとする場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に定める要件に適合すること。その際、当該通知において「保育所」及び「施設」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、食事提供する子どもの数が40人以下については1人以上、41人以上150人以下については2人以上、151人以上については3人以上とする。

ウ その他

アの規定により、調理業務の全部を委託する園にあっては、調理員を置かないことができる。

2 学級担任は原則として専任の常勤職員であること。

(開園時間・休園日)

第11条 幼保連携型認定こども園の開園時間は原則として1日11時間以上とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

(名称)

第12条 幼保連携型認定こども園の名称は、既に認可された幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業や、既に認定された幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(子育て支援事業の内容)

第13条 認可基準条例第11条に規定する子育て支援事業について、下記のとおりとする。

(1) 認定こども園法施行規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（同条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

ア 認定こども園法施行規則第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。

イ 認定こども園法施行規則第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。

(2) 認定こども園法施行規則第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

(3) 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、子育て支援事業に係る事業計画を策定していること。

3 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(施設及び設備の自己所有等)

第14条 幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとする。

第15条 前条の取り扱いについて、学校法人の設置する幼保連携型認定こども園及び認定こども園法附則第4条に基づき設置する幼保連携型認定こども園については、次の各号のいずれかに該当し、教育上、保育上及び安全上支障がないと認められる場合には、園舎のある敷地について自己所有であることを要しない。

(1) 長期にわたり園舎のある敷地を使用できる保証があること。

(2) 幼保連携型認定こども園が目指す教育・保育内容を実現するために、園舎のある敷地を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差支えないこと。

第16条 第14条の取り扱いについて、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園が、教育上、保育上及び安全上支障がないと認められ、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記している場合には、園舎のある敷地について自己所有であることを要しない。ただし、次のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

第2章 設置認可等の手続

(事前協議)

第 17 条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、事業計画書を添付した「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議書（第 1 号様式）」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、認定こども園法第 17 条第 2 項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第 3 項に基づいて横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第 2 号様式）」又は「幼保連携型認定こども園設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第 3 号様式）」により通知するものとする。

(設置認可申請)

第 18 条 前条の協議の結果を踏まえ幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、認定こども園法施行規則第 15 条第 1 項に基づき、「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書（第 4 号様式）」に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

2 認定こども園法第 18 条第 1 項に基づき提出する書類は、前項の認可の申請に係る書類の提出をもって、提出があったものとする。

(設置認可)

第 19 条 市長は、前条の規定に基づき申請された幼保連携型認定こども園の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可する場合は「幼保連携型認定こども園設置及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書（第 5 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

3 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可しない場合は「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置不認可・確認することができない旨の通知書（第 6 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(設置認可申請添付事項等の変更の手続)

第 20 条 法第 4 条第 1 項各号及び認定こども園法施行規則第 15 条第 1 項各号並びに教育保育概要のうち特に運営に大きく関わる事項の変更をしようとする者は、次項の届出を行う前に、市長に相談をするものとする。

2 認定こども園法第 29 条及び認定こども園法施行規則第 15 条第 2 項に基づく変更の届出は、「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設申請事項変更届（第 7 号様式）」に必要な書類を添付して、あらかじめ市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届（第 1 号様式）」をもって、これに変えることができる。

(設置者の変更)

第 21 条 設置者の変更をしようとする者は、次項の届出を行う前に、相当期間の余裕をもって市長に相談をするものとする。

2 設置者の変更をしようとする者は、認定こども園法施行規則第 18 条に基づき「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置者・確認変更申請書（第 8 号様式）」に必要な書類を添付して、あらかじめ市長に変更の認可の申請をするものとする。

- 3 市長は、前項に基づく申請があったときは、内容を審査のうえ、認定こども園法第 17 条第 3 項に基づいて横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。
- 4 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可する場合は「幼保連携型認定こども園及び特定教育・保育施設の設置者・確認変更通知書（第 9 号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の設置を認可しない場合は「幼保連携型認定こども園設置者変更不認可・特定教育・保育施設の確認変更することができない旨の通知書（第 10 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（廃止又は休止の認可に関する協議）

第 22 条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者は、廃止又は休止の認可を受けようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

- 2 建物等について国又は市の補助がなされた幼保連携型認定こども園の廃止の認可を受けようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第 23 条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可を受けようとする者は、認定こども園法施行規則第 17 条に基づき、前条に定める協議後、「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書（第 11 号様式）」に必要な書類を添付して、市長に廃止又は休止の認可の申請をするものとする。

- 2 市長は、前項に基づく申請があったときは、内容を審査のうえ、認定こども園法第 17 条第 3 項に基づいて横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。
- 3 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を認可する場合は「幼保連携型認定こども園廃止・休止認可通知書（第 12 号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は審査の結果、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を認可しない場合は「幼保連携型認定こども園廃止・休止不認可通知書（第 13 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（園長の届出）

第 24 条 幼保連携型認定こども園の設置者が行う認定こども園法第 26 条において準用する学校教育法第 10 条の規定による届出は、園長を定めた後速やかに、「園長選任届（第 14 号様式）」により行うものとする。

（報告書の提出）

第 25 条 幼保連携型認定こども園の設置者は、認定こども園法第 30 条第 1 項に基づく市長への報告について、「幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第 15 号様式）」により必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（確認等の手続）

第 26 条 支援法第 31 条第 1 項、第 32 条、第 35 条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続きは、第 19 条及び第 20 条の規定を準用し、同法第 37 条の規定に基づく、確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第 2 章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

（事業改善措置等）

第 27 条 市長は、幼保連携型認定こども園の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 認定こども園法第 20 条第 1 項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「幼保連携型認定こども園の改善の勧告（命令）について（第 16 号様式）」により、設置者に通知するものとする。
 - (2) 認定こども園法第 21 条第 1 項の規定に基づく事業の停止の命令を「幼保連携型認定こども園の事業の停止命令について（第 17 号様式）」により、設置者に通知するものとする。
 - (3) 認定こども園法第 22 条第 1 項の規定に基づく認可の取消しを「幼保連携型認定こども園の認可の取消しについて（第 18 号様式）」により、設置者に通知するものとする。
- 2 市長は、認定こども園の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 支援法第 39 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 4 項に基づく命令
 - (2) 支援法第 40 条第 1 項に基づく確認の取消し

第 3 章 既存園からの移行特例

(園舎及び園庭の設置に係る特例)

第 28 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園又は保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる要件を満たせば、第 7 条の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園を設置することができる。

- (1) 幼保連携型認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能であること。
- (2) 園児の移動時の安全を確保するため、次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
 - イ 専用の自動車等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に教育及び保育に従事する保育教諭等を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
- (3) それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有すること。ただし、調理室については、それぞれの園舎に設置することを要しない。

(保育室等の面積に係る特例)

第 29 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、満 3 歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。

- 2 この基準の施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合においては、第 4 条第 1 項第 2 号の規定は適用しない。また、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算出する場合は、従前の例によることができる。

(園庭の面積に係る特例)

第30条 認可基準条例附則第8条に基づき、園庭を設置する場合において、次の各号に掲げる要件を全て満たす場所については、満2歳以上満3歳未満の園児に係る必要面積に算入することができる。

- (1) 土地の確保が困難で幼保連携型認定こども園と同一敷地内に認可基準条例第7条第7項に規定する広さの園庭を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該幼保連携型認定こども園から園児の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる距離に1か所以上あること。
- (3) 当該公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例第7条第7項第2号に規定する面積を有し、屋外活動当たって安全が確保され、かつ、当該幼保連携型認定こども園からの距離が、日常的に園児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第3号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、当該幼保連携型認定こども園による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

横浜市認定こども園認定・確認等要綱

制 定 平成 27 年 10 月 1 日ここ施第 1083 号（局長決裁）
最近改正 令和元年 12 月 27 日ここ施第 856 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 7 項の認定等の手続き及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）、横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認定事務等を行うことを目的とする。

（職員配置基準等）

第 2 条 職員の配置等については、次の基準によらなければならない。

（1）教育及び保育に従事する職員

ア 職員配置基準

教育及び保育に従事する職員の数は、条例第 3 条第 4 号アの規定を満たすものとする。ただし、横浜市で教育及び保育を実施する上で望ましい職員の配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 4 人につき 1 人以上、2 歳児 5 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4 歳以上児 24 人につき 1 人以上とする。

イ 職員配置数の算出方法

条例第 3 条第 4 号アに規定する教育及び保育に従事する職員の数は、年齢別園児数を年齢別の職員配置基準数で除し、小数点第 1 位（小数点第 2 位以下を切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

（2）調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、調理業務の全部を委託しようとする場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に定める要件に適合すること。その際、当該通知において「保育所」及び「施設」とあるのは、「認定こども園」と読み替えるものとする。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、食事提供する子どもの数が 40 人以下については 1 人以上、41 人以上 150 人以下については 2 人以上、151 人以上については 3 人以上とする。

ウ その他

アの規定により、調理業務の全部を委託する園にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 条例第3条第4号イの規定に基づき、学級を編制するにあつては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育時間相当利用児」という。）並びに教育及び保育時間相当利用児を一体的に編制することを基本とする。

(職員資格)

第3条 条例第3条第5号イ但し書きに規定する学級担任について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士登録を受けている者であつて、児童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、学級担任とすることができる。ただし、学級担任数の3分の1を超えることはできない。

- 2 条例第3条第5号イ但し書きに規定する満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者について、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であつて、幼稚園における教育の実務経験等が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができる。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の数の3分の2を超えることはできない。

- 3 前2項の規定により学級担任等を置く場合においても、認定こども園の長は、必要な資格を有する職員を置くように努めなければならない。

(施設設備)

第4条 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、条例、横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

- (1) 条例第3条第6号イの保育室又は遊戯室並びに条例第3条第6号カにおける乳児室又はほふく室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚

イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140センチメートルの空間を確保したものを除く。）

ウ 手洗い器

エ ピアノ

- 2 条例第3条第6号エにおける市長が特に認めたときとは、専用の屋外遊戯場を基準面積の2分の1以上を確保するときとし、同規定の（ア）から（エ）の基準は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で認定こども園と同一敷地内に条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。

- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該認定こども園から子どもの歩行速度で概ね5分程度の範囲内で

到着できる距離に1か所以上あること。

- (3) 当該公園、広場、寺社境内等が、条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該認定こども園からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第3号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、当該認定こども園による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

3 第1項及び第2項で定めるもののほか、施設の設備については、次の基準を踏まえ設けること。

| 設備区分 | 基準 |
|--------------|---|
| 屋外遊戯場 | 園庭の面積は、園児が実際に遊戯できる面積とする。 |
| 保健室又は 医務室 | 静養できる機能を有すること。 職員室等との兼用も可とする。 教育及び保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること |
| 調理室 | 必要な設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。 |
| 便所 | 認可定員に見合う設備及び面積を有していること。 |

- 4 建物等の2階以上に保育室を設置する場合、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」を満たしていること。
- 5 条例第4条第3号に規定する建物等について、次の各号に掲げる要件を満たす場合、同一の又は隣接する敷地内にあることを要しない。
 - (1) 認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能なこと。
 - (2) 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、子どもの移動の際に複数の職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。
 - (3) 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、子どもの移動の際に運転手とは別に教育及び保育に従事する職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 6 施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。
 - (1) 子育て相談のためのスペース
 - (2) 一時保育のためのスペース
 - (3) 地域子育て支援のためのスペース

(教育及び保育の内容)

第5条 条例第3条第7号に規定する教育及び保育の内容については、次の各号に掲げる事項が達成さ

れるよう指導計画及び活動計画等を策定しなければならない。

(1) 教育及び保育は、その対象となるすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならないため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。また、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい並びに内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(2) 前号に掲げる教育及び保育の基本並びに目標に加え、教育及び保育は、次に掲げる事項について、認定こども園として特に配慮しなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間（条例第3条第4号イに規定する教育及び保育時間相当利用児が共通で利用する4時間程度の時間）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実施する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、次に掲

げる点に留意して、条例第3条第7号オに掲げる教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(4) 条例第3条第7号カに掲げる環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(5) 日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(職員の資質向上等)

第6条 条例第3条第5号及び第8号に規定する職員の資質向上等について、次に掲げる点に留意して、資質向上等を図らなければならない。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
 - (4) 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
 - (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。
- 2 子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状を保有し、かつ、保育士登録を受けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第7条 条例第3条第9号に規定する子育て支援事業について、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
 - (2) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。
- 2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、認定こども園は、子育て支援に係る事業計画を策定しなくてはならない。

(管理運営等)

第8条 認定こども園には、次の各号に掲げる要件のうち一以上を満たす認定こども園の長を一人置くこと。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条、第21条又は第22条に規定する校長の資格を有する者
 - (2) 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると市長が認める者
- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき8時間を原則とし、その地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。また、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 3 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 4 法令等に基づく施設設備等の安全にかかる点検等を年1回以上実施し特段の不備のないこと。
- 5 子どもの健康診断を年に1回以上実施しなければならない。
- 6 条例第3条第10号キの規定により当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合、次の各号に掲げる要件を満たすこ

とを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。なお、当該認定こども園が教育時間相当利用児に対して行う食事の提供については、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

7 条例第3条第10号クに規定する補償のため、適切な保険又は共済制度等により体制を整えなければならない。

8 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(財務)

第9条 財務内容については、条例第3条各号に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものでなければならない。

(施設内における園児の安全確保)

第10条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

第2章 認定等の手続

(事前協議)

第11条 認定こども園の認定を受けようとする者は、事業計画書を添付した「認定こども園認定事前協議書(第1号様式)」を市長に提出するものとする。

2 前項の提出をしようとする者は、認定を受けようとする認定こども園の開園日数及び開園時間、実施すべき子育て支援事業、利用定員等について、あらかじめ市長の意見を聴かななければならない。

3 市長は、前項に基づく提出があったときは、認定こども園法第3条第5項に規定する審査基準及び条例で定める要件に適合するかどうかを確認するとともに、横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。

4 市長は、前項に基づく協議の結果を「認定こども園の認定事前協議に係る選定結果について(採択通知)(第2号様式)」又は「認定こども園の認定事前協議に係る選定結果について(不採択通知)(第3号様式)」により通知するものとする。

(認定の申請)

第12条 前条の協議結果を踏まえ認定こども園の認定を受けようとする者は、認定こども園法第4条の規定に基づき、「認定こども園及び特定教育・保育施設の認定・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき申請された認定こども園の認定に関して、速やかにその内容を審査し、認定の可否を申請者に対して通知しなければならない。

3 市長は、認定こども園法第3条第8項の規定に基づき認定をする場合は、「認定こども園及び特定教育・保育施設の認定・確認通知書（第5号様式）」により申請者に通知するものとする。

4 市長は、審査の結果、認定こども園法第3条第8項の規定に基づき認定しない場合は、「認定こども園及び特定教育・保育施設の不認定・確認することができない旨の通知書（第6号様式）」により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第13条 認定こども園の設置者は、教育保育概要の内容のうち特に運営に大きく関わる事項の変更をしようとする者は、次項の届出を行う前に、市長に相談をするものとする。

2 認定こども園法第29条に基づく変更の届出は、「認定こども園及び特定教育・保育施設内容変更届（第7号様式）」により必要な書類を添付して、あらかじめ市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届(第1号様式)」をもって、これに変えることができる。

3 市長は前項に基づく変更の届を受けたときは、神奈川県が定める、神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱（以下「神奈川県認定等要綱」という。）第3条第3項のとおり、神奈川県知事へ書類の写しを送付するものとする。

(運営の状況の報告)

第14条 認定こども園の設置者は、認定こども園法第30条第1項に基づく市長への報告について、「認定こども園運営状況報告書（第8号様式）」により必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(事業改善措置等)

第15条 市長は、認定こども園の施設又は設置者が、認定こども園法第7条第1項各号のいずれかに該当する場合、認定を取消すものとする。その際、「認定こども園の認定の取消しについて（通知）（第9号様式）」により、設置者に通知するものとする。

2 市長は認定を取消した時は、その旨を公表するものとする。

3 市長は、認定こども園の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 支援法第39条第1項に基づく勧告又は同条第4項に基づく命令

(2) 支援法第40条第1項に基づく確認の取消し

(関係機関との連携等)

第16条 市長は、幼稚園型認定こども園の認定について認定こども園法第3条第7項の規定に基づく協議を行おうとする場合には、神奈川県認定等要綱第5条第5項のとおり、神奈川県知事に協議しなければならない。

- 2 市長は、幼稚園型認定こども園の認定の取消しについて認定こども園法第8条第1項の規定に基づく協議を行おうとする場合には、「認定こども園の認定の取消しに係る協議書(第10号様式)」により、神奈川県知事に協議しなければならない。

(認定の廃止)

第17条 認定こども園の設置者が当該認定こども園を廃止しようとするときは、相当期間の余裕を持って市長に協議し、「認定こども園に係る廃止届(第11号様式)」に必要な書類を添付して、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、廃止しようとする3月前までに行わなければならない。

- 3 市長は第1項の届出を受理したときは神奈川県知事に情報提供するものとする。

(確認等の手続)

第18条 支援法第31条第1項、第32条、第35条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続は、第12条及び第13条の規定を準用し、同法第36条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第2章に定める認定等の手続と併せて行うものとする。

第3章 既存園からの移行特例

(保育室等の面積に係る特例)

第19条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて認定こども園の認定を受けようとする場合においては、満3歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。

- 2 この基準の施行日の前日において現に保育所(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該保育所の敷地、設備等を用いて認定こども園の認定を受けようとする場合においては、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算出する場合は、従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱

制定 平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号（局長決裁）

最近改正 令和元年 12 月 27 日ここ施第 856 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 43 条等に規定する確認について、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「規則」という。）に定める事項について必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

（確認申請に係る様式等）

第 3 条 規則第 29 条又は第 39 条に規定する確認を受けようとする者（法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 29 条及び第 39 条に規定する確認を受けようとする幼稚園は、確認申請書（第 1 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請をするにあたっては、規則第 29 条第 15 号又は第 39 条第 15 号に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付しなければならない。

4 第 2 項の申請書の提出があった場合において、市長は審査の結果、法第 31 条又は第 43 条に規定する確認を行ったときは確認通知書（第 2 号様式）により、確認の要件を満たさないときは確認却下通知書（第 4 号様式）により、当該申請者へ通知する。

（利用定員の増員に係る確認変更申請に係る様式等）

第 4 条 規則第 31 条又は第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 31 条及び第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする幼稚園は、確認変更申請書（第 5 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があった場合において、市長は審査等の結果、当該確認変更を認めるときは確認変更通知書（第 6 号様式）により、当該確認変更を認めないときは確認変更却下通知書（第 7 号様式）により、当該申請者へ通知する。

（確認の変更届等に係る様式等）

第 5 条 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて届け出なければならない。

2 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった幼稚園は、確認変更届出書（設置者の住所等）（第 8 号様式）に必要な書類を添えて届け出なければならない。

3 前項に規定する届出のうち、設置者の役員又はその長の変更に伴うものについては、規則第 33 条第 2 項又は第 41 条第 2 項に基づき、第 3 条第 2 項に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付するものとする。

4 幼稚園は、規則第 34 条又は第 41 条に規定する利用定員の減少の届出については、確認変更届出書（利用定員の減少）（第 9 号様式）を提出しなければならない。

（確認の辞退に係る様式等）

第 6 条 法第 36 条又は第 48 条の規定により確認を辞退する場合には、確認辞退届出書（第 11 号様式）による。

2 前項の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（第 12 号様式）を通知する。

（勧告、命令等に係る様式等）

第 7 条 市長は、法第 39 条第 1 項又は第 51 条第 1 項の規定により、特定教育・保育の設置者又は特定地域型保育事業者に対し、勧告書（第 13 号様式）により勧告することができる。

2 市長は、法第 39 条第 4 項又は第 51 条第 3 項の規定により、前項の勧告に対し正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、命令書（第 14 号様式）により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（確認の取消に係る様式等）

第 8 条 市長は、法第 40 条又は第 52 条の規定により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の確認を、確認取消通知書（第 15 号様式）により取り消し、また確認効力停止通知書（第 16 号様式）によりその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出等）

第 9 条 特定教育・保育提供者は、規則第 46 条の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する届出書（第 17 号様式）を提出しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、前項に規定する届出事項に変更があったときは、業務管理体制の整備に関する変更届出書（第 18 号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、法第 57 条第 1 項の規定により、特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する勧告書（第 19 号様式）により、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

4 市長は、法第 57 条第 3 項の規定により、前項に規定する勧告に係る措置をとらなかつた特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する命令書（第 20 号様式）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

(みなし確認等)

2 法附則第7条ただし書に規定する経過措置に関する事項について、以下のとおり定める。

- (1) みなし認定こども園等は、規則附則第6条の規定により、みなし確認に関する書類(みなし第1号様式)を、誓約書(みなし第2号様式)、過去3年間の利用人数(みなし第3号様式)のほか、必要な図書を添えて提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の書類を収受したときは、当該図書を収受した旨(みなし第4号様式)を通知する。
- (3) 規則附則第4条に規定する申出をする者は、別段の申出書(みなし第5号様式)を提出しなければならない。
- (4) 前号の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨(みなし第6号様式)を通知する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

第10号様式 削除

内閣府・文部科学省・厚生労働省通知

○幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）（平成 26 年 12 月 18 日）

国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の園地、園舎等については、幼保連携型認定こども園の運営が安定的かつ継続的に行われることが必要であるため、原則として、設置者がその所有権を有していることが適当です。

このことについては、幼保連携型認定こども園と同様に、教育又は保育を提供する施設である幼稚園又は保育所も同様であり、学校法人が設置する幼稚園については、園地、園舎等の基本財産は、「原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと」としていること、また、保育所の設置に必要な土地及び建物についても、原則として、設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとしている一方で、一定の要件を満たす場合には、これらの園地、園舎等（一部の社会福祉法人が保育所を設置する場合は施設用地に限る。）について民間等からの借用を認めるという取扱いとしており、幼稚園については「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成 19 年 3 月 28 日付通知 18 文科高第 756 号）、保育所については「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日付通知雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号）において通知しているところです。

幼保連携型認定こども園については、幼稚園及び保育所の取扱いを踏まえ、下記のとおりとすることとしますので、貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、貴団体の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園については、幼稚園と同様に、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」に準じた取扱いとすること。
なお、幼保連携型認定こども園には幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）は適用されないが、幼保連携型認定こども園の園地、園舎等については、幼稚園と同様に、教育上、保育上及び安全上支障がない場合には、借用することができることとして差し支えないこと。
2. 社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については、保育所と同様に、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」に準じた取扱いとすること。
3. 幼保連携型認定こども園を設置するため、幼稚園及び保育所について単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を譲渡（以下「事業譲渡」という。）する場合の取扱いについては、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて」（平成 24 年 12 月 18 日付通知府政共生 964 号、24 初幼教第 10 号、雇児保発 1218 第 1 号、社援基発 1218 第 1 号）において通知したところであるが、現に設置されている幼稚園又は保育所の園地、園舎等について、民間等からの借用を認めるという取扱いを受けている場合において、当該幼稚園又は保育所について、その設置主体である学校法人又は社会福祉法人が幼保連携型認定こども園の設置主体となる学校法人又は社会福祉法人に対して事業譲渡を行う際には、1. 又は 2. に関わらず、引き続き、民間等からの借用を認めることを原則とすること。

《問合先一覧》

| 内 容 | 所 管 | 電話番号 |
|-------------------------------|------------------------|--------------|
| 認定こども園の整備について | 横浜市こども青少年局 こども施設整備課 | 045(671)4146 |
| 認定こども園の運営について | 横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 | 045(671)3564 |
| バリアフリー法・横浜市福祉のまち づくり条例について | 横浜市建築局 市街地建築課 | 045(671)4510 |